

平成28年度

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成28年10月14日)

## 1 会議の名称

平成28年度第5回福島県環境影響評価審査会

## 2 日時

平成28年10月14日（金）

午後1時開会 午後3時30分閉会

## 3 場所

県庁本庁舎3階 福祉公安委員会室

## 4 議事

- (1) (仮称)エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申(案)について
- (2) (仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書について(事業者説明及び質疑応答等)
- (3) 渡辺最終処分場第3期計画に係る環境影響評価方法書について(事業者説明及び質疑応答等)

## 5 出席者等

### (1) 環境影響評価審査会

稲森悠平委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、斎藤貢委員、濱田幸雄委員、須藤隆一専門委員 以上6名

### (2) 事務局

環境共生課長 遠藤洋、主幹 荒井浩之、主任主査 柴田久男、副主査 新村博、技師 菊地優也、以上5名

## 6 議事内容

### (1) 開会

会議開催要件の「委員の過半数の出席」に達しなかったため、議決は行われなかったこととして会を開催した。

### (2) 議事

#### ア (仮称)エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申(案)について

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、事務局から説明し、以下のような意見があった。

なお、当該答申(案)の決議を後日書面審査で行う方向とした。

(後日、事務局案を一部修正して了承された(P4参照)。)

#### 【斎藤委員】

2(1)エの意見で、事務局の方で有害物質として水銀、カドミウム、クロム、鉛を取り上げていますが、その理由を教えてください。

#### 【事務局】

「福島県生活環境の保全等に関する条例」の規定により、石炭ボイラーを

設置する場合に、これら4物質の排出ガス規制基準が設定されています。今までの小規模火力の案件においてもこのように述べており、今回の答申案でも取り上げました。

【齋藤委員】

2(1)カの見解で、事務局の方で煙突の高さの設定根拠を示すことを求める意見を追加しているが、その理由を教えてください。

【事務局】

同様の意見を、直近の小規模火力発電事業や天然ガス発電事業に対する知事意見でも述べており、煙突高さの設定根拠として航空障害灯の設置の関係もあります。これまでの案件と同様に煙突高さの具体的な設定根拠の記載を求める意見としています。

【議長（稲森会長）】

2(1)カの見解で、「逆転層」や「ダウンウォッシュ」という専門用語があるが、例えば何が逆転するのか等、一般の人にもわかるように、少し解説をつけてみてはどうでしょうか。

【事務局】

検討します。

【議長（稲森会長）】

微粉炭ボイラと循環流動層ボイラの違いについて、循環流動層ボイラでは微粉炭だけでなく、通常の石炭やバイオマス燃料でも適用できるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

その通りであり、微粉炭式と流動層式では、燃料の種類幅に違いがあるということです。

【議長（稲森会長）】

発電効率について、流動層式では37.5%と書いてありますが、今回の計画では蒸気条件の向上と再熱タービン採用により40%程度であり、微粉炭式では40%以上も可能ということで、両者同等ということで、よろしいのではないのでしょうか。また、以前にバイオマス燃料によって製造する過程でいろいろ炭酸ガスの排出量が非常に大きく異なっていたのでどうか、と事業者に指摘しました。その回答として、バイオマス燃料に水分が含まれているので、それを乾燥するのにかなりエネルギーを使い、それが炭酸ガス量に換算されるということで、乾燥に必要なエネルギーによって値が異なるとのことです。適正な回答だと思います。今回の計画ではバイオマス水分がほとんど含まれていないことが前提であり、乾燥に使うエネルギーが小さく、それを使用するという事なので、そういうことが重要なのではないかと思います。

イ （仮称）阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者説明及び質疑応答等）

事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、以下の質疑応答が行われた。

【川越委員】

私の事前質問について、統計値が公表されていないから解析しないという意味にもとれる事業者回答であり、環境アセスの本質ではない回答だと思いますがいかがでしょうか。

【事業者】

降雨量を調べる場合は既存資料を用いており、公表されていないものよりも気象庁がしっかり公表しているものを参考にさせていただいています。

【川越委員】

例えば、統計値でその地点で最大値が出たというところで、場所が違う稜線のところも同じ時期にチェックをすると、稜線とその地点の関係が分かるので、そういったクロスチェックの方法もあると思います。

【事業者】

アセスの中では、そういったことは考えておりません。

【川越委員】

しかし稜線だから降水過程が違うということになりますよね。

【事業者】

リアルタイムでアメダスのデータは収集できるので、工事中などにおいて参考にはできると思います。

【川越委員】

ということで、統計値がないからやらないということではなく、アセス手続きの中でなくてもいいのでクロスチェックは行った方がよいと思います。

【事業者】

検討します。

【議長（稲森会長）】

放射線専門の専門委員の質問等については適正に対応してください。また、対象事業実施区域で森林伐採するとき、放射線に関する対策はしっかり行ってください。

#### ウ 渡辺最終処分場第3期計画に係る環境影響評価方法書について（事業者説明及び質疑応答等）

事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、以下の質疑応答が行われた。

【議長（稲森会長）】

遮水シートに関する構造図について、分かりやすく作成してください。

【事業者】

検討します。

【議長（稲森会長）】

現地調査のときに処理水放流先の横手川を視察しましたが、藻や魚が見ら

れました。その際にも言いましたが、よく調査を行ってください。おそらく沈水植物のオオカナダモだと思います。沈水植物が存在しているということは、その川の水はきれいであるということです。

**【事業者】**

工業用水採水の許可の都合上、まだ調査ができていませんでしたが、引き続き調査します。

**【濱田委員】**

方法書166ページの道路交通騒音・振動調査地点の設定根拠を教えてください。

**【事業者】**

廃棄物運搬車両は南から来て西の方から処分場への進入路に入ります。そこから東に進みますと交差点がありますので、その影響を受けない範囲のところを設定したいと考えています。したがって処分場への進入路の西側で道路交通騒音・振動、そして大気質の調査地点を設定しています。

**【濱田委員】**

この地点だと車は進入路へ入るために左折するため減速することになりますよね。特に大型車両でスピードが出て道路に凹凸があるともものすごい騒音・振動が起きますから、速度を落としたところを調査すると評価結果が甘くなる可能性があります。したがって、左折するところより手前で、車のスピードが出ていて民家に近い場所、もしくは車の速度が一定になるようなところの2地点を調査・予測地点とするべきだと思います。

**【事業者】**

検討します。

**【議長（稲森会長）】**

酸化チタン由来の放射性物質について、安全であることは理解していますが、不定期でもいいのでモニタリングすると、我々も事業者もお互い心配なくなると思います。

**(3) その他**

今後の各事業における環境影響評価の手続きの予定、審査会開催の予定について、事務局から説明した。

**(4) 閉会**

**※ 議事（1）の書面審査の経緯**

平成28年10月18日付け28環評価審第39号にて書面審査実施。

平成28年10月26日付け28環評価審第41号にて修正案照会。

平成28年10月27日付け28環評価審第42号にて答申案了承。